

**【表紙】**

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                            |
| 【提出先】      | 関東財務局長                           |
| 【提出日】      | 2024年3月28日                       |
| 【会社名】      | 株式会社サイバーセキュリティクラウド               |
| 【英訳名】      | Cyber Security Cloud , Inc.      |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 兼 CEO 小池 敏弘              |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都品川区上大崎三丁目1番1号                 |
| 【電話番号】     | (03)6416-9996 (代表)               |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役CFO 倉田 雅史                     |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都品川区上大崎三丁目1番1号                 |
| 【電話番号】     | (03)6416-9996 (代表)               |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役CFO 倉田 雅史                     |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【提出理由】

2024年3月27日開催の当社第14期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2024年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

当社は、今後の資本政策の柔軟性と機動性を向上させることを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替える手続きを実施するものであります。

(1) 減少する資本金の額

資本金の額443,778,050円を343,778,050円減少して100,000,000円とします。減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

(2) 減少する資本準備金の額

資本準備金の全額434,778,050円を減少して0円とします。減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2024年5月10日（予定）

第2号議案 取締役6名選任の件

小池敏弘、渡辺洋司、倉田雅史、桐山隼人、伊倉吉宣、栗原博を取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成（個）  | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|-------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 51,205 | 622   | -     | （注）1 | 可決 97.21       |
| 第2号議案 |        |       |       |      |                |
| 小池 敏弘 | 45,952 | 6,540 | -     | （注）2 | 可決 87.24       |
| 渡辺 洋司 | 47,716 | 4,776 | -     | （注）2 | 可決 90.59       |
| 倉田 雅史 | 51,694 | 798   | -     | （注）2 | 可決 98.14       |
| 桐山 隼人 | 51,783 | 709   | -     | （注）2 | 可決 98.31       |
| 伊倉 吉宣 | 51,634 | 858   | -     | （注）2 | 可決 98.03       |
| 栗原 博  | 51,598 | 894   | -     | （注）2 | 可決 97.96       |

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

以上